

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、母子保健事業における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和2年10月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業
②事務の概要	母子保健法の規定に則り母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。・母子保健法による健康診査、保健指導、新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊娠・低体重児の届出、母子手帳の交付に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・56の2、69の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・69の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 広報情報課 0766-20-1239

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月23日	担当部署②所属長	健康増進課長 宮崎 晃一	健康増進課長 上見 弘昭	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年8月23日	連絡先	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年8月23日	いつ時点の計数か	平成27年 4月1日現在	平成29年 4月1日現在	事後	見直しによる
平成30年2月9日	③システムの名称	総合行政情報システム(健康管理(母子保健))、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー	総合行政情報システム(健康管理(母子保健))、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請システム	事前	新規に電子申請システムを導入するため
平成30年4月1日	連絡先	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年4月1日	いつ時点の計数か	平成29年 4月1日現在	平成30年 4月1日現在	事後	見直しによる
平成30年5月21日	担当部署②所属長	健康増進課長 上見 弘昭	健康増進課長	事後	規則改正による
平成31年4月1日	いつ時点の計数か	平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在	事後	見直しによる
令和1年5月31日	I-④ ②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・17、18、19、70の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・56の2の項	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・56の2の項	事後	見直しによる
令和1年5月31日	IVリスク対策	記載なし	IVリスク対策について記載	事後	規則改正による
令和2年3月11日	I-④ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・56の2の項	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・56の2、69の2項 (別表第二における情報照会の根拠) ・69の2項	事前	法改正による
令和2年3月11日	いつ時点の計数か	平成31年4月1日現在	令和2年3月1日	事後	見直しによる
令和2年3月11日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	法改正による
令和2年3月11日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク対策への対策は十分か	記載なし	十分である	事前	見直しによる
令和2年6月1日	I ③システムの名称	総合行政情報システム(健康管理(母子保健))、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請システム	健康管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請システム	事前	システムの変更によるもの
令和2年6月1日	II 1. 2 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	見直しによる